

海老名運動公園周辺地区地区計画

解 説 書

海 老 名 市

令和6年4月 届出について見直し

「地区計画の区域内における行為の届出等について」
をご参照ください。

目 次

I	計画書	1
II	計画図	7
III	海老名運動公園周辺地区地区計画の理念	8
IV	地区計画の内容（地区施設及び建築物の制限等に関する事項）	8
	1 地区施設	8
	2 建築物等の用途の制限	9
	3 建築物の敷地面積の最低限度	10
	4 壁面の位置の制限	10
	5 建築物等の高さの最高限度	12
	6 建築物等の形態又は意匠の制限	13
	7 建築物の緑化率の最低限度	13
	8 垣又はさくの構造の制限	14

I 計画書

海老名都市計画地区計画の決定（海老名市決定）

都市計画海老名運動公園周辺地区地区計画を次のように変更する。

名 称	海老名運動公園周辺地区地区計画	
位 置	海老名市中新田五丁目地内	
面 積	約15.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、都市計画道路1・4・1さがみ縦貫道路海老名インターチェンジから約400mに位置していることから、高速交通体系の利用利便性を活かした産業基盤の創出を目指している。</p> <p>また、本地区の中央部においては、土地区画整理事業による基盤整備を行い、工業・流通系を主体とした土地利用の転換を図ることとしている。</p> <p>そこで、本地区計画では、土地区画整理事業による整備効果の維持・増進を図るとともに、土地の優位性を活かした産業・流通拠点の形成及び既存集落等の住環境に配慮した良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>工業・流通系を主体とした土地利用の誘導及び既存集落等における良好な住環境の形成を図るため、地区を4つに区分し、次に掲げる方針により、適正な土地利用の誘導を図る。</p> <p>< A-1 地区 ></p> <p>周辺環境との調和に配慮しながら、一定の規模を有する工場、流通施設、事業所等を主体とする土地利用を図る。</p> <p>< A-2 地区 ></p> <p>土地区画整理事業施行区域内における既存住宅の集約及び低層の住宅を主体とする土地利用を図る。</p> <p>< B 地区及びC 地区 ></p> <p>既存集落等の住環境に配慮しながら、低層の住宅を主体とする土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の機能向上及び維持を図るため、区画道路、歩行者専用道路、公園、緑地及び調整池を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>工業・流通系土地利用の集積、既存集落等における良好な住環境の維持・保全及び周辺環境に調和した土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限及び土地の利用に関する事項を定める。</p>
	緑化の方針	<p>周辺に調和した景観づくり、公害防止及び防災機能を高めるため、敷地内緑化等、公開性の高い緑地の形成を促進するとともに、開発行為・建築行為の区域となる敷地については、市が定める開発行為・建築行為の緑化基準を踏まえた緑地の確保を図る。</p> <p>なお、工業・流通系土地利用を行う敷地外縁部には、緩衝緑地帯の設置を義務付けることとする。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	区10.5-1号線	10.5m～ 12.5m	約800m	—	
			区6-1号線	6.0m	約124m	—	
			区6-2号線	6.0m	約69m	—	
			区6-3号線	6.0m	約55m	—	
			歩専4-1号線	4.0m	約305m	—	
			歩専4-2号線	4.0m	約276m	—	
			歩専4-3号線	4.0m	約71m	—	
			歩専4-4号線	4.0m	約115m	—	
		歩専4-5号線	4.0m	約143m	—		
		公園	公園-1	—	—	約300㎡	
			公園-2	—	—	約3,300㎡	
		緑地	緑地-1	1.0m	約100m	—	
			緑地-2	1.0m	約55m	—	
			緑地-3	3.0m	約355m	—	
緑地-4	3.0m		約110m	—			
緑地-5	3.0m		約150m	—			
公共空地	調整池	—	—	約900㎡			
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A-1地区	A-2地区	B地区	C地区	
		地区の面積	約12.2ha	約0.3ha	約1.1ha	約1.6ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（当該地区計画の都市計画決定時点において、現に店舗の用途に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築確認（以下「建築確認」	次に掲げるとおりとする。 (1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、現に住宅の用途に供する建築物（建築確認を受けている建築物に限る。）の敷地として使用されている土地であって仮換地若しくは換地又は土地区画整理法第96条第1項の規定により定められた保留地については、次に	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3に規定するもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障			

<p>地区整備計画</p>	<p>建築物等に関する事項</p>	<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>という。)を受けている建築物に限る。)の敷地として使用されている土地であって、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地(以下「仮換地」という。)又は同法第104条第1項の換地計画において定められた換地(以下「換地」という。)に建築するものを除く。)</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築物(昭和25年政令第338号)第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 建築基準法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げるもの</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物</p>	<p>掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 住宅</p> <p>イ 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3に規定するもの</p> <p>ウ 診療所</p> <p>エ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物(昭和25年政令第338号)第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>オ アからエまでに掲げる建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定する建築物を除く。)</p> <p>(2) 前号の土地以外の土地については、建築物を建築してはならない。</p>	<p>害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物(昭和25年政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物)</p> <p>(8) 当該地区計画の都市計画決定時点において、現に存するものを継続して使用するもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定する建築物を除く。)</p>
---------------	-------------------	-------------------	--	---	--

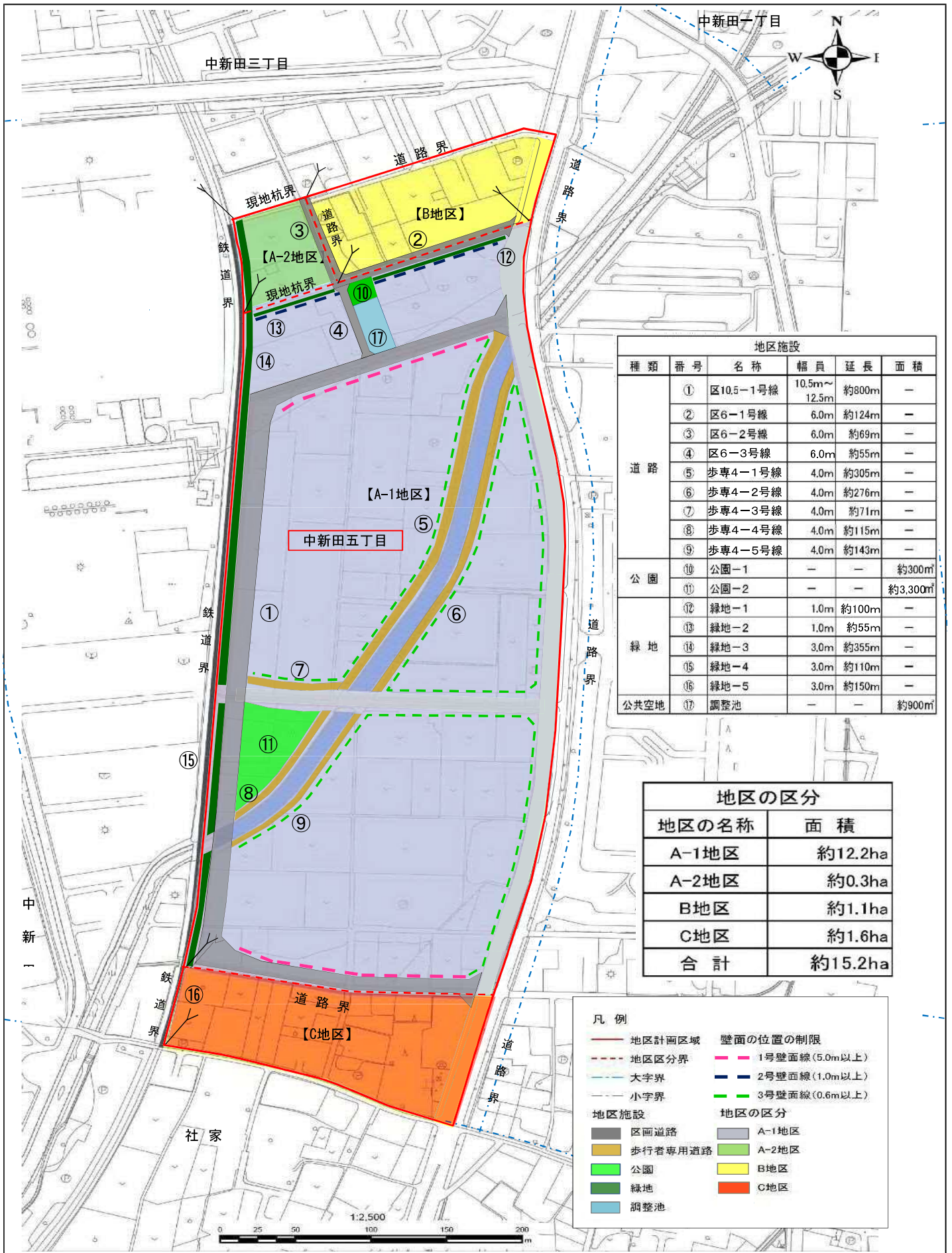
※A-1地区(10)は建築基準法の改正(平成30年4月1日施行)により、別表第2(ぬ)項が、(る)項に改正されています。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）		
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,500㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、現に存する建築物（建築確認を受けている建築物に限る。）の敷地として使用されている土地であって、仮換地又は換地のうち、当該土地の面積が1,500㎡未満で、かつ、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1) 仮換地又は換地の使用収益開始時点において、当該土地の面積が120㎡未満で、かつ、その全部を一の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、当該土地の面積が120㎡未満で、かつ、その全部を一の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面（以下この欄及び土地の利用に関する事項の項において「壁面線」という。）から道路境界線又は緑地境界線までの距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 計画図に表示する</p>	<p>1 建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、次に掲げる数値以上とする。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積の規模が200㎡未満の場合にあつては、0.6m</p> <p>(2) 建築物の敷地面積の規模が200㎡以上の場合にあつては、1.0m</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の</p>	

地区整備計画	建築物等の高さの最高限度	31m	次に掲げるとおりとする。 (1) 最高高さ10mを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたものとする。ただし、軒又はひさしについては、この限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び屋外広告物等の形態、意匠、色彩等については、周辺との調和に配慮したものとし、刺激的な色彩又は装飾は用いないこととする。	
	建築物の緑化率の最低限度	—	敷地面積に対して3%以上とする。
	壁面の位置の制限	1号壁面線から道路境界線までの距離は、5.0m以上とする。 (2) 計画図に表示する2号壁面線から緑地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 (3) 計画図に表示する3号壁面線から道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。 (4) 計画図に壁面線が定められていないその他の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。	部分は、同項の規定は適用しない。 (1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、次の各号のいずれかの構造とする。 ただし、宅地の地盤面から0.6m以下の基礎の部分については、この限りでない。 (1) 生け垣 (2) 透視可能なフェンス (3) 道路境界線から0.5m以上後退し、当該後退部分に植栽を施したもの	道路に面する垣又はさくは、生け垣又は透視可能なフェンスとする。 ただし、宅地の地盤面から0.6m以下の基礎の部分については、この限りでない。

地区整備計画	土地の利用に関する事項	計画図に表示する1号壁面線、2号壁面線及び3号壁面線の壁面後退区域については、緩衝緑地帯（出入口の部分を除く。）を設置する。	—
--------	-------------	--	---

II 計画図



種類	番号	名称	幅員	延長	面積
道路	①	区10.5-1号線	10.5m~12.5m	約800m	-
	②	区6-1号線	6.0m	約124m	-
	③	区6-2号線	6.0m	約69m	-
	④	区6-3号線	6.0m	約55m	-
	⑤	歩専4-1号線	4.0m	約305m	-
	⑥	歩専4-2号線	4.0m	約276m	-
	⑦	歩専4-3号線	4.0m	約71m	-
	⑧	歩専4-4号線	4.0m	約115m	-
	⑨	歩専4-5号線	4.0m	約143m	-
公園	⑩	公園-1	-	-	約300㎡
	⑪	公園-2	-	-	約3,300㎡
緑地	⑫	緑地-1	1.0m	約100m	-
	⑬	緑地-2	1.0m	約55m	-
	⑭	緑地-3	3.0m	約355m	-
	⑮	緑地-4	3.0m	約110m	-
	⑯	緑地-5	3.0m	約150m	-
公共空地	⑰	調整池	-	-	約900㎡

地区の名称	面積
A-1地区	約12.2ha
A-2地区	約0.3ha
B地区	約1.1ha
C地区	約1.6ha
合計	約15.2ha

— 地区計画区域	— 壁面の位置の制限
- - - 地区区分界	— 1号壁面線(5.0m以上)
— 大字界	— 2号壁面線(1.0m以上)
— 小字界	— 3号壁面線(0.6m以上)
■ 区画道路	■ 地区の区分
■ 歩行者専用道路	■ A-1地区
■ 公園	■ A-2地区
■ 緑地	■ B地区
■ 調整池	■ C地区



Ⅲ 海老名運動公園周辺地区地区計画の理念

本地区は、都市計画道路1・4・1さがみ縦貫道路海老名インターチェンジから約400mに位置していることから、高速交通体系の利便性を活かした産業基盤の創出を目指しています。

また、本地区の中央部においては、土地区画整理事業による基盤整備を行い、工業・流通系を主体とした土地利用の転換を図ることとしています。

そこで、本地区計画では、土地区画整理事業による整備効果の維持・保全を図るとともに、土地の優位性を活かした産業・流通拠点の形成及び既存集落等の住環境に配慮した良好な市街地の形成を図るため、地区計画を定めました。

Ⅳ 地区計画の内容（地区施設及び建築物の制限等に関する事項）

1 地区施設

本地区では、下記の図の①から⑨までの道路、⑩及び⑪の公園、⑫から⑯までの緑地及び⑰の公共空地を地区施設として位置付けます。

【地区施設（道路、公園、緑地、公共空地）】



地区施設					
種類	番号	名称	幅員	延長	面積
道路	①	区105-1号線	10.5m 12.5m	約800m	—
	②	区6-1号線	6.0m	約124m	—
	③	区6-2号線	6.0m	約89m	—
	④	区6-3号線	6.0m	約95m	—
	⑤	歩専4-1号	4.0m	約305m	—
	⑥	歩専4-2号	4.0m	約276m	—
	⑦	歩専4-3号	4.0m	約21m	—
	⑧	歩専4-4号線	4.0m	約115m	—
	⑨	歩専4-5号線	4.0m	約143m	—
公園	⑩	公園-1	—	—	約300㎡
	⑪	公園-2	—	—	約3,300㎡
緑地	⑫	緑地-1	1.0m	約100m	—
	⑬	緑地-2	1.0m	約55m	—
	⑭	緑地-3	3.0m	約355m	—
	⑮	緑地-4	3.0m	約110m	—
	⑯	緑地-5	3.0m	約150m	—
公共空地	⑰	調整池	—	—	約900㎡

凡例	
— 地区計画区域	壁面の位置の制限
- - - 地区区分界	1号壁面線(5.0m以上)
— 大字界	2号壁面線(1.0m以上)
— 小字界	3号壁面線(0.6m以上)
地区施設	地区の区分
■ 区画道路	■ A-1地区
■ 歩行者専用道路	■ A-2地区
■ 公園	■ B地区
■ 緑地	■ C地区
■ 調整池	

<解説>

- ① 地区施設とは、地区内の機能向上及び維持を図るために配置する区画道路、歩行者専用道路、公園、緑地及び調整池をいいます。
- ② 地区計画で定める道路の幅員は、最低の幅員を定めたものです。

2 建築物等の用途の制限

建築物等の用途の制限の内容は、前記Ⅰの「計画書」のとおりですが、A-1地区及びA-2地区、B地区及びC地区の詳細は次のとおりです。

① 建築物等の用途の制限【A-1地区及びA-2地区】

※従前居住者の換地に建てるものに限る

用途地域内の建築物の用途制限	工業地域	第一種住居地域		
		A-1地区		A-2地区
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	×	○	住宅のみ※
店舗等	10,000㎡以下	既存のもののみ	3,000㎡以下	兼用住宅のみ
事務所等	○	○	3,000㎡以下	兼用住宅のみ
ホテル、旅館	×	×	3,000㎡以下	×
遊戯施設	ボウリング場、水泳場、ゴルフ練習場等	○	×	3,000㎡以下
	カラオケボックス等	10,000㎡以下	×	×
風俗施設	麻雀屋、ばちんこ屋、馬券・車券発売所等	10,000㎡以下	×	×
	劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場等	×	×	×
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小・中・高校・大学、専修学校等	×	○	×
	図書館等	○	○	×
	神社、寺院、教会等	○	○	×
	病院	×	×	×
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	×	○
	自動車教習所	○	×	3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	300㎡・2階以下
	倉庫業倉庫	○	○	×
	工場・倉庫等	工場	○	危険性大又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場、廃棄物処理施設は不可
自動車修理工場		○	○	作業場50㎡以下
危険物の貯蔵・処理の量		○	多い施設は不可	3,000㎡以下

② 建築物等の用途の制限【B地区及びC地区】

用途地域内の建築物の用途制限	第一種住居地域	B地区・C地区
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○
店舗等	3,000㎡以下	兼用住宅のみ
事務所等	3,000㎡以下	兼用住宅のみ
ホテル、旅館	3,000㎡以下	×
遊戯施設	ボウリング場、水泳場、ゴルフ練習場等	3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×
風俗施設	麻雀屋、ばちんこ屋、馬券・車券発売所等	×
	劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場等	×
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小・中・高校・大学、専修学校等	○
	図書館等	○
	神社、寺院、教会等	○
	病院	○
	公衆浴場、診療所、保育所等	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○
	自動車教習所	3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）	300㎡・2階以下
	倉庫業倉庫	×
	工場・倉庫等	工場
自動車修理工場		作業場50㎡以下
危険物の貯蔵・処理の量		3,000㎡以下

3 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積の最低限度の内容は、A-1 地区については 1,500 m²、A-2 地区、B 地区及びC 地区については 120 m²となります。

全地区において、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物の敷地として使用する土地については、この限りではありません。

<解 説>

- 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物の敷地として使用する土地とは、建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地をいいます。

4 壁面の位置の制限

建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は以下のとおりです。壁面後退及び緑地帯の整備については、各地区及び各号壁面線によって異なりますので注意してください。

(1) A-1 地区

- 壁面後退：1号壁面線 5m以上、緑地帯の整備：壁面後退区域は緩衝緑地帯を設置
- 壁面後退：2号壁面線 1m以上、緑地帯の整備：壁面後退区域は緩衝緑地帯を設置
- 壁面後退：3号壁面線 0.6m以上、緑地帯の整備：壁面後退区域は緩衝緑地帯を設置
- 壁面後退：その他の道路沿い 0.6m以上、緑地帯の整備：緩衝緑地帯は不要



(2) A-2 地区、B 地区及びC 地区

- 敷地面積 200 ㎡未満：道路、隣地境界から 0.6m 以上
- 敷地面積 200 ㎡以上：道路、隣地境界から 1.0m 以上



< 解 説 >

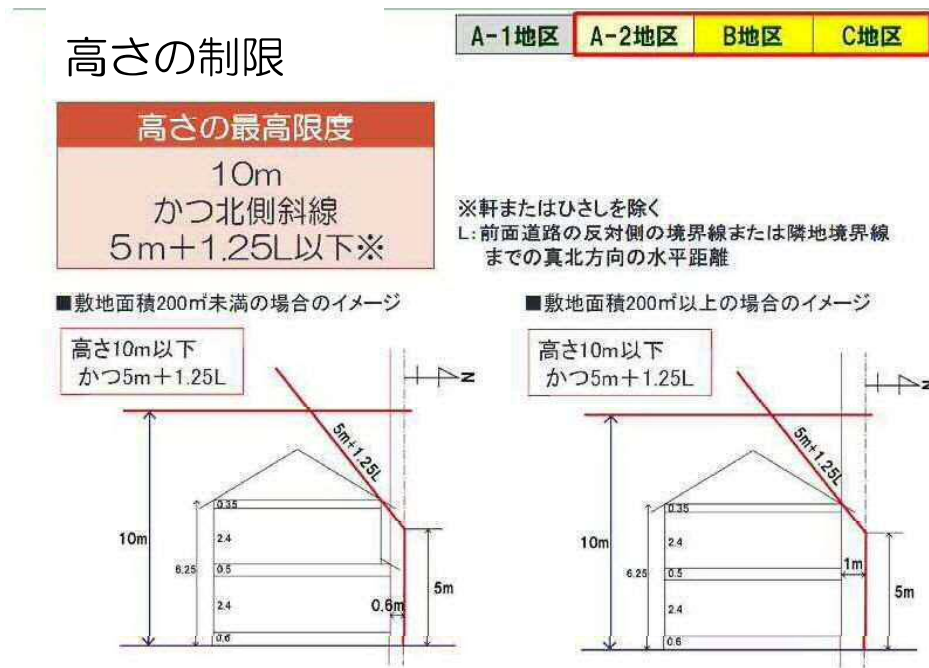
- ① 道路境界線とは、各敷地に接する道路との境界線をいいます。
- ② 出窓やベランダ等で建築面積又は延べ床面積に含まれない部分や地盤面以下にある建築物及び建築物の部分については、壁面の位置の制限の対象外となります。
- ③ A-2 地区、B 地区及びC 地区において、次のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分については、壁面の位置の制限の対象外となります。
 - (ア) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下であるもの
 - 主たる用途（住宅等）の一部が自動車車庫を兼ねている場合は個々に判断することとなりますが、主たる用途となる部分と平面的に重複している場合は壁面の制限を受けるものとします。
 - (イ) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3.0m 以下であるもの
 - 住宅等の一部が制限の範囲を超える許容範囲を示したものです。

(ウ) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの

- 軒の高さとは、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定され、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいいます。また、「床面積の合計」については、敷地内に複数の棟（物置）がある場合、各棟の床面積を合計したものになります。

5 建築物等の高さの最高限度

建築物等の高さの最高限度は、A-1地区については31m、A-2地区、B地区及びC地区については10mを超えてはなりません。また、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて5mを加えたもの（軒又はひさしを除く。）とします。詳細は下図を参照してください。



<解説>

建築物の高さとは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定されているものをいいます。

6 建築物等の形態又は意匠の制限

建築物及び屋外広告物等の形態、意匠、色彩等については、周辺との調和に配慮したものとし、刺激的な色彩又は装飾は用いないでください。

<解説>

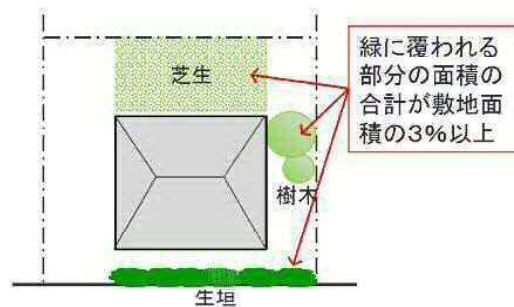
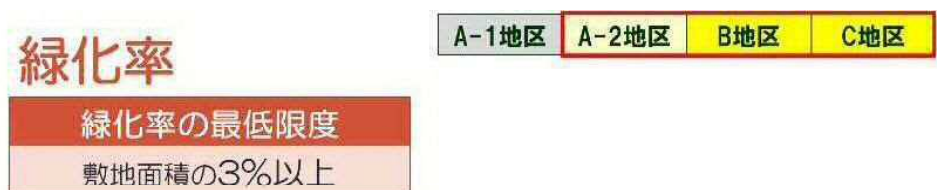
建築物や屋外広告物の形態、意匠、色彩等については、常識的な範囲内において、あまり奇抜なものや、不快感を与えかねないものについて周辺にご配慮いただき、地区内の景観及び環境を守っていききたいという主旨です。

7 建築物の緑化率の最低限度

建築物の緑化率の最低限度は、敷地面積に対して3%以上です。

<解説>

- ① 建築物の緑化率の最低限度については、周辺に調和した景観づくり、公害防止及び防災機能を高めるため、敷地内緑化等、公開性の高い緑地の形成を促進する観点から設けています。
- ② 緑化率とは、都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいいます。
- ③ 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定してください。
- ④ 開発行為・建築行為の区域となる敷地については、市が定める開発行為・建築行為の緑化基準を踏まえた緑地の確保を図ってください。
- ⑤ A-2地区、B地区及びC地区の緑化率の詳細説明は下図のとおりです。



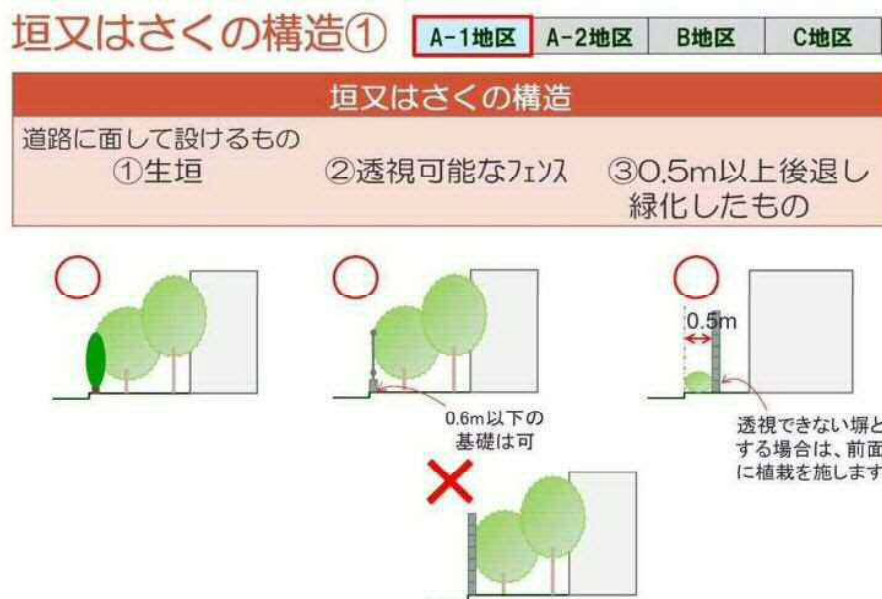
8 垣又はさくの構造の制限

垣又はさくの構造は、道路に面して設けるものについて、A-1地区は、生垣、透視可能なフェンス又は道路境界線から0.5m以上後退し緑化、A-2地区、B地区及びC地区については、生垣又は透視可能なフェンスとします。

また、全地区において宅地の地盤面から0.6m以下の基礎の部分については、この限りではありません。詳細につきましては、解説をご覧ください。

< 解説 >

① A-1地区



② A-2地区、B地区及びC地区

